

自分や親、配偶者が、60歳を過ぎたら・・・

お金の失敗を避けるために、知っておくべきこと

一般社団法人 民事信託監督人協会

プルデンシャル・ジブラルタ  
エージェンシー 株式会社  
横浜営業部  
令和3年1月27日、30日



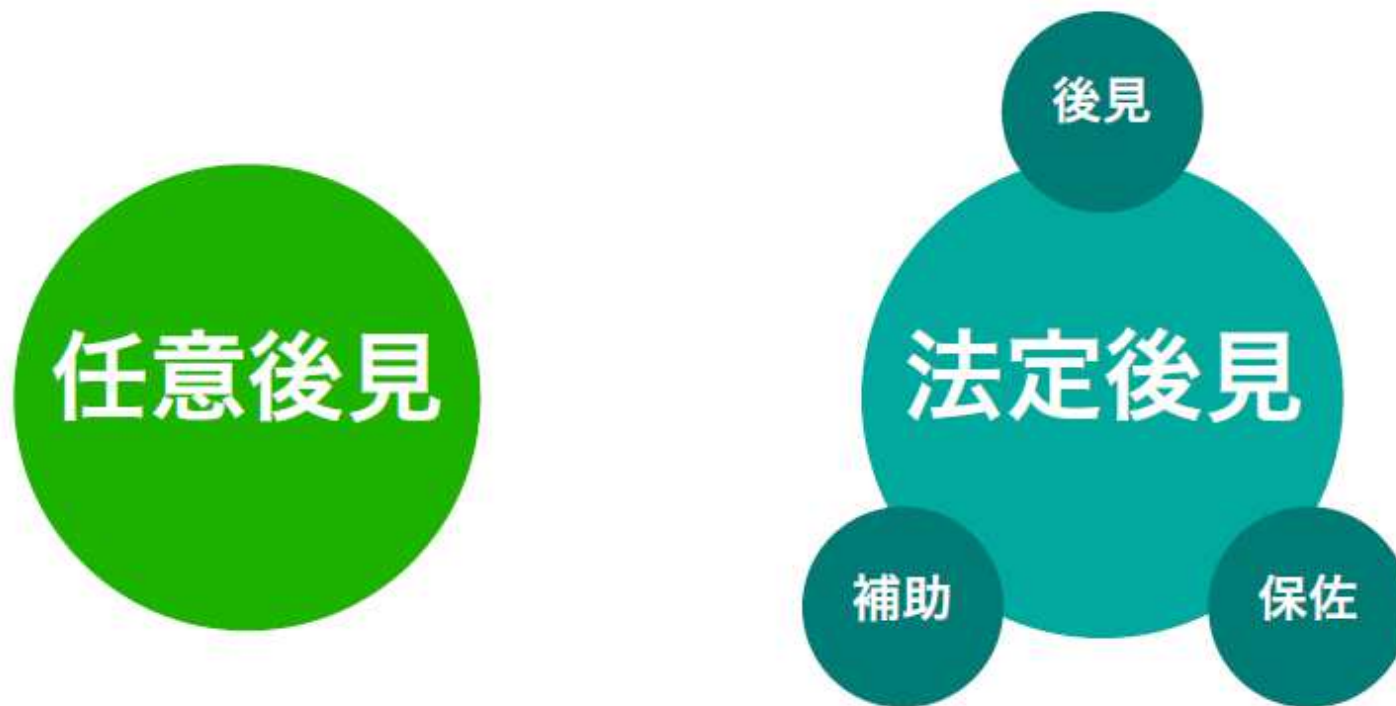
勝 猛一 (かつ たけひと)  
勝 司法書士法人 代表社員

## 講師 勝 猛一 プロフィール

- 平成11年 1月 司法書士登録
- 平成12年 6月 公社) 成年後見センター・リーガルサポート会員
- 平成15年 6月 法人化、東京事務所を設置(東西に設置した日本初)
- 平成25年 2月 小説「相続請負人」出版
- 平成26年 テレビBS11、テレ朝モーニングバード出演
- 平成29年 9月 横浜事務所を設置
- 平成29年10月 一社) 民事信託監督人協会 設立 理事就任
- 平成30年 3月 大阪市立大学 大学院 修士課程修了 (平成28年大学院入学)
- 令和 2年 5月 YouTube動画配信スタート  
<https://www.youtube.com/channel/UCvES0oUYu75TelHae01VSvQ>
- 令和 2年 7月 ブログページ配信スタート <https://katu-sihousyosi.com/>
- 令和 3年 4月 「任意後見の実務」 日本加除出版(予定)

## 成年後見制度とは？

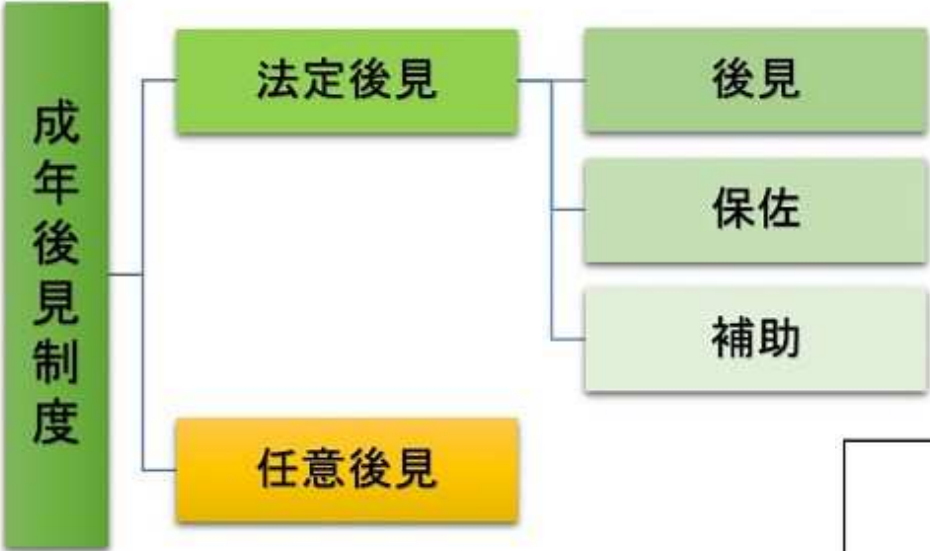
判断能力が不十分な状態にある人の財産や権利を法的に守り、その人が自分らしく生きることを支援する制度。





# 成年後見制度とは

認知症，知的障害，精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について，本人の権利を守る援助者「成年後見人」を選ぶことで，本人を法律的に支援する制度



	法定後見		
	後見	保佐	補助
判断能力	判断能力を <u>欠く常況にある</u>	判断能力が <u>著しく不十分</u>	判断能力が <u>不十分</u>
支援を受ける人 (本人)	成年被後見人	被保佐人	被補助人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人

# 資料 一 成年後見制度を使ったきっかけ



主要な利用の動機として

預貯金の管理・解約

身上監護

不動産の処分

相続手続

などが挙げられる。

\* 最高裁判所事務総局家庭局

『成年後見関係事件の概況』(平成30年)より

## 法定後見とは？

すでに認知症などで、自分で財産管理や契約行為ができない人のために、裁判所が支援者（後見人）を定め保護する手続。



本人

身寄りが無く、お金の管理や契約事をしてくれる人がいない。悪徳商法や振り込め詐欺に騙されているかも・・・。



支援者（後見人）

裁判所が選任した後見人（本人の親族・弁護士・司法書士等）が本人に代わって法律行為を行う。



## 任意後見とは？

まだ判断能力のあるうちに、信頼のおける支援者との間で契約を結び、**万が一**認知症等になった時のために、財産の管理や医療や介護などの事務手続きを行ってもらえるようにしておく契約。



本人

今は元気だけど認知症になったら心配。  
財産管理や医療・介護の事務を頼みたい。

公正証書



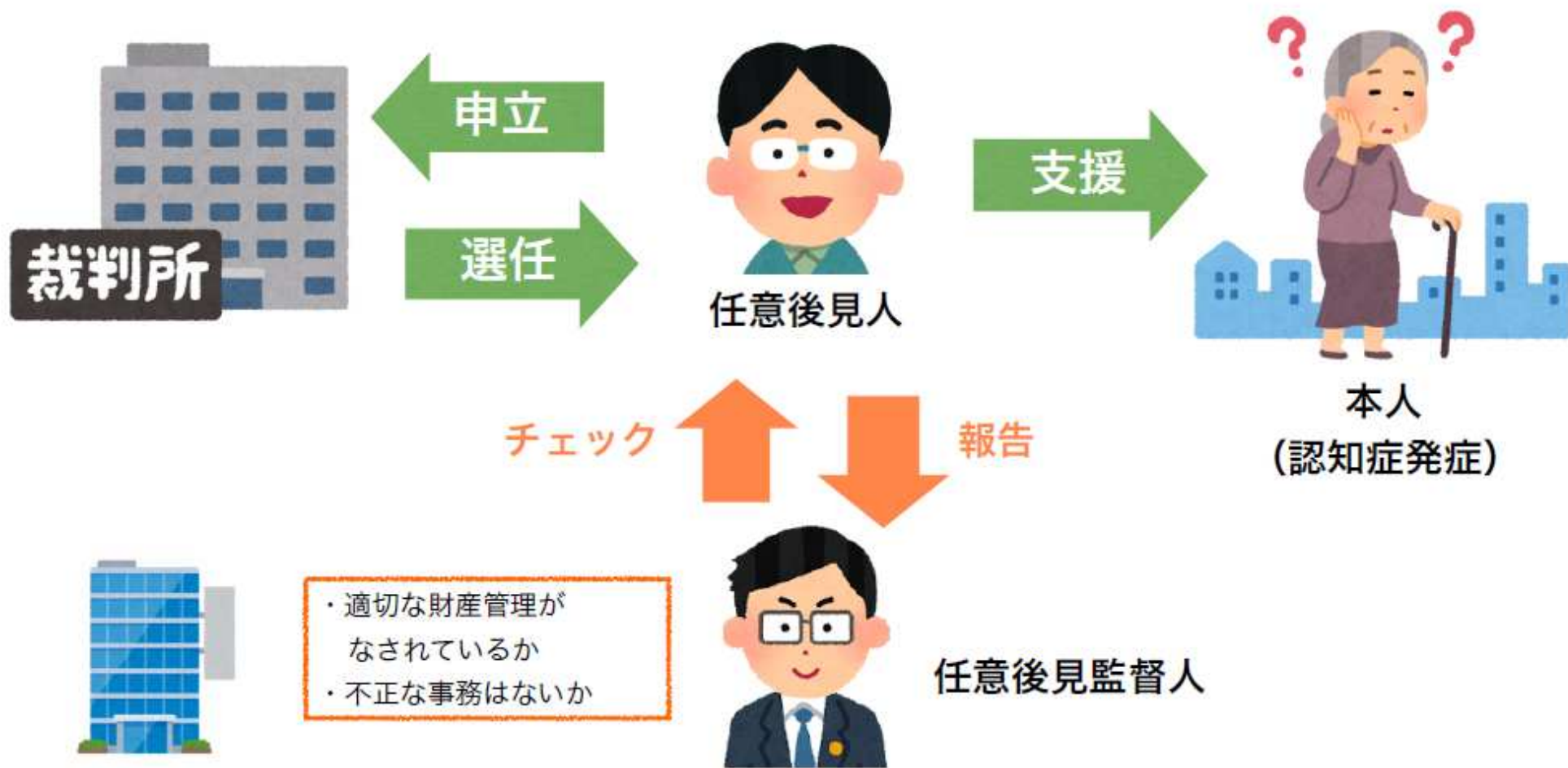
契約



支援者（任意後見人）

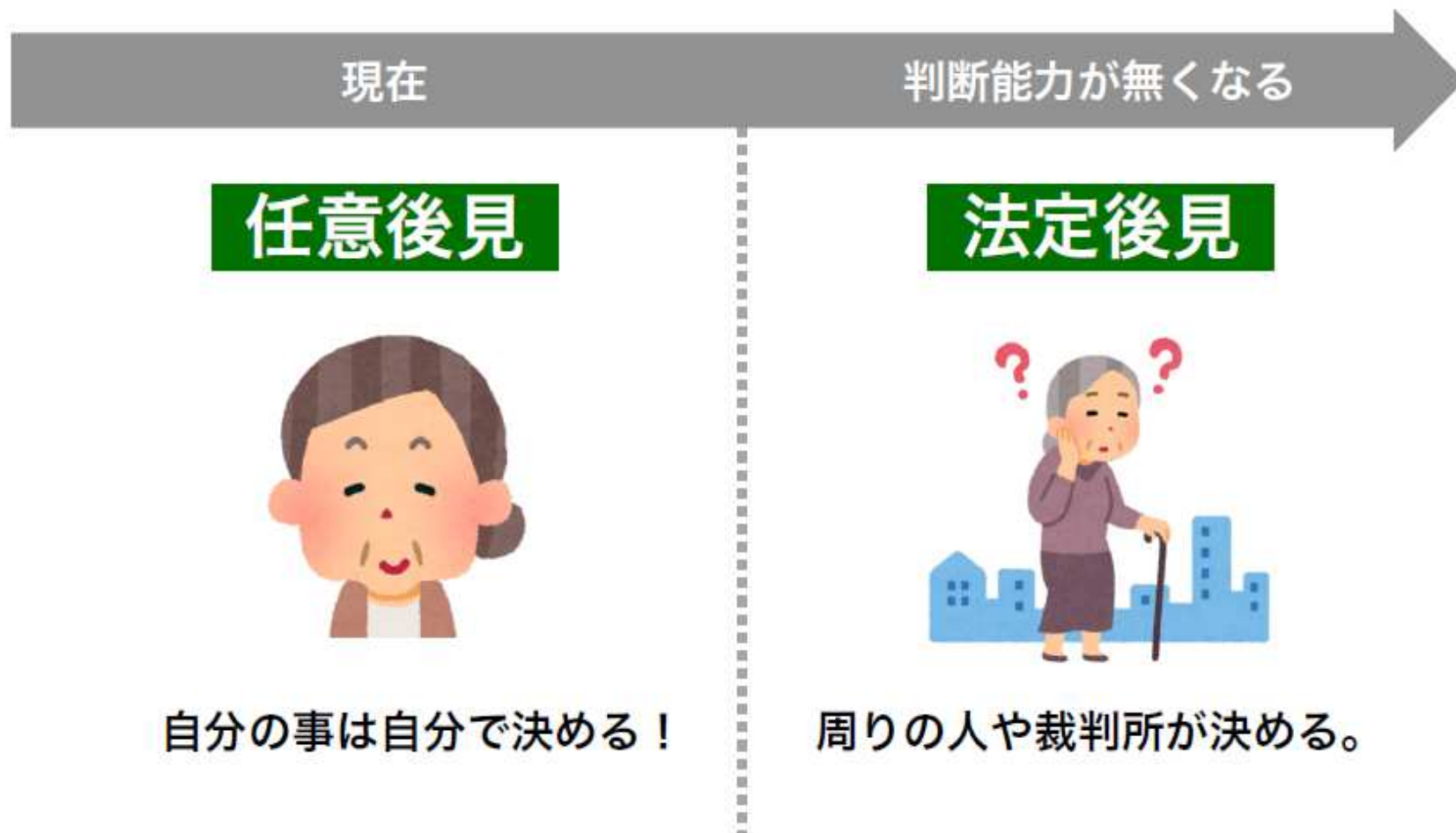
本人が認知症になったら支援を開始。  
契約で決められた内容の支援を行う。

私が認知症になっても、託した財産はちゃんと守られる？





# 任意後見と法定後見の違い



# 任意後見と法定後見の違い

	任意後見	法定後見 *1
後见人	自分が選ぶ	裁判所が選ぶ
後见人の報酬	自分で決める	裁判所が決める
監督人	必ず付く	付く場合あり
支援の内容	代理権目録で定める	原則として 全ての法律行為
贈与・相続税対策	○	×

\*1 成年後見類型の場合。

## 任意後見の費用の流れ(概算)

任意後見の報酬額は、契約毎に決める事ができます。(下記はあくまで目安です。)

1契約毎の報酬です。複数後見の場合は変動します。下記各費用に印紙代等の実費、消費税は含みません。

契約名称	契約締結時費用 (初期費用)	判断能力がある時の 定期的費用	後見開始時の費用	後見開始以降の定期的 費用	死亡時の費用
見守り契約 (通常は家族以外)	5万円	月額6千円～1万円	—	—	—
財産管理等委任契約	5万円 +公正証書作成費用	資産額5千万円まで 月額3万円～ ※資産額による	—	—	—
任意後見契約	20万円(勝の場合) 30万円(家族後見) +公正証書作成費用	—	15万円 (監督人申立費用)	資産額5千万円まで 月額3万円～ ※資産額による	—
死後事務委任契約 (家族でも必要?)	5万円	—	—	—	～70万円
遺言執行 (第三者が良い)	12万円 +公正証書作成費用	—	—	—	死亡時の財産額 ～5千万…2% 5千万～1億…1.5% 1億～ …1%

# 親が認知症になる心配

(80歳以上は2人に1人)

- 銀行でお金が下せなくなる？自由に使えなくなるのでは？
- 自宅など不動産が売れなくなるのでは？
- 子どもが後見人になれないのは？
- 賃貸物件の管理ができなくなるのでは？
- オーナーとして自社株の支配権が行使できないのでは？
- 遺言を書けなくなり、亡くなった時に財産分けで揉めるのでは？

# 親が認知症になったときに どうなれば良いのか？

- 1、子どもなど、本人（親）が信頼している人が後見人になれる。
- 2、親の希望していたように、後見人（子ども等）が生活費などを使える。
- 3、親の所有する複数の賃貸物件の①管理や②売却③大規模改修などを後見人（子ども等）ができる。
- 4、親が認知症になっても、後見人（子ども等）が上場株式等の運用ができる。
- 5、財産の分配方法を親自身で決めておいて欲しい。

# そのために必要な制度は？

## 任意後見契約（1、2、3①、3②の一部）

将来の認知症に備えて頭の保険として、契約しておく。

将来の後見人は自由に定められる、何をして貰うかも自由に定められる。

（お金や不動産の管理、どんな医療を、介護を、生活をしたいか）

## ②民事信託（3、4、5）

子どもを受託者にして名義を変えると、複数の賃貸物件を管理、売却、大規模修繕などができる。

多額の上場株の運用を子どもが判断できる。（証券会社による制限あり）

自社株の支配権の使い方を、跡継の子ども（受託者）が決める。

## ③遺言書（5）

誰に何を渡すのか、親の責任で決められる。

